

## 機構の業務実施計画

- 機構は、会社と締結した「協定」に基づき、「業務実施計画」を作成し国土交通大臣の認可を受けることとされています。
  - (1) 業務実施計画の策定単位
    - 全国路線網: 全国路線網に属する高速道路(1計画)
    - 地域路線網: 協定の締結単位と同様(4計画)
    - 一の路線に属する高速道路: 協定の締結単位と同様(9計画)
  - (2) 業務実施計画の内容
    - 対象となる高速道路の路線名、会社が行う工事の内容、機構が会社に対して行う債務引受けの限度額、機構が会社に対して行う無利子貸付けの貸付計画、機構が会社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、機構の収支予算の明細(償還計画表) ほか
  - (3) [各業務実施計画](#)(機構HP 業務実施計画一覧表へリンク)